

## **[事案 27-173] 契約無効請求**

・平成 28 年 2 月 1 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時、募集人から誤った説明があったことなどを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 1 月に契約した養老保険について、契約時、募集人から、本件契約の内容について、「前のと同じ」と説明されたが、実際にはそうではなく、自分に保険金額および保険料の払込期間について錯誤があること、被保険者に対する手続に疑義があること等から、契約を無効としてほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人が、事実と異なる説明を行ったものとは認められず、また、被保険者に対する手続に不適正な取扱いが認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。